

- ・大阪府障がい者権利擁護センター[*17]の機能を果たす
- ・障がい者虐待の防止、虐待対応力の強化を図るため、市町村職員・事業所を対象とした研修を実施
- ・障がい者虐待の防止、虐待を受けた障がい者の保護等に資するための啓発活動
- ・障がい者差別解消協議会において、障がい者差別解消条例の施行状況の検討
- ・関係機関等との連携による効果的な啓発活動の実施
- ・合議体の助言・検証を踏まえた広域支援相談員の対応力と調整力の向上
- ・事例の蓄積と課題や対応等の整理を行い、分析と検証等の成果を踏まえ、検証報告書を作成、公表
- ・障がい者差別解消に向けた庁内における取組みの促進

(スケジュール)

- ・障害者虐待防止法関係
令和元年 5月～2年 3月:
障がい者虐待防止・権利擁護研修を開催
(年 5 回程度予定)
- ・障がい者差別解消条例等に基づく取組み関係
令和元年 5月～2年 3月:
障がい者差別解消協議会を開催
(計 6 回程度予定)
- 令和元年 6月～2年 3月:
合議体を実施 (計 4 回程度予定)

- (定性的な目標)
- ・市町村職員、障がい福祉サービス事業所職員等の障がい者虐待の防止、障がい者虐待対応力の向上
 - ・府民等に対する障がい者虐待に関する理解の浸透
 - ・府民等に対する障がい理解の浸透
 - ・相談・紛争の解決に向けた対応を着実に推進
 - ・研修等の実施による職員の認識の深化

- 障がい者虐待の防止、障がい者虐待対応力の向上のための研修の実施。
 - ・市町村職員向け
初任者向け研修 (5 月実施、受講者数 75 名)
管理職向け研修 (7 月実施、受講者数 55 名)
現任者向け研修 (12 月・1 月実施、受講者数 73 名)
 - ・障がい福祉サービス事業所職員等向け研修 (11 月実施、受講者数 1,243 名)
- 障がい者虐待防止・早期発見のための通報義務周知のためのリーフレット作成・配布。
- 障がい者差別解消協議会 (6 回) を開催。条例の施行状況を検討し、課題や対応を整理したうえで、条例の運用上の取組みや必要な方策について審議し、提言が提示される (3 月末)。
- 民間事業者や関係機関等と連携して障がい理解に向けた啓発活動を実施。また、企業等の自主的な取組みの支援として、研修教材等を作成。
- 合議体 (3 回) を開催。広域支援相談員が受け付けた相談事例について、合議体が助言と検証を行うことで、事例の蓄積と課題や対応等の整理を行うとともに、広域支援相談員の対応力及び調整力の向上を図っている。
- 広域支援相談員の相談受理件数 (継続件数含む) 153 件、のべ 860 回の対応を実施。(12 月末時点)
- 市町村に対し、出張情報交換会を実施するとともに、支援地域協議会未設置の市町村に対して設置に向けた働きかけを実施。
内閣府「障害者差別解消支援地域協議会体制整備・強化ブロック研修会」(西日本ブロック) を大阪府で実施し、支援地域協議会の更なる設置促進や取組みの充実に向けて検討。(2 月)

<p>■ 障がい者手帳のカード化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の利便性等に配慮したカード化の促進のため、国への要望を行うとともに、カード様式について府内市町村や近畿府県等と協議 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">◇成果指標（アウトカム）</div> <p>（定性的な目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者手帳のカード化促進による、障がい者の利便性等向上 	<p>また、権利擁護研修を開催し（1回）、市町村職員の対応力等の向上を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障がい者差別解消の取組みを検証するものとして、検証報告書を作成した。 ○障がい理由とする差別の解消に向けた取組みについて庁内に周知するとともに、職員研修を随時開催。 <ul style="list-style-type: none"> ○府内市町村・近隣府県・東京都及び神奈川県と意見交換を実施。 ○デジタル・ガバメント閣僚会議における障がい者手帳のマイナンバーカードとの統合やデジタル化についての検討状況を注視しつつ、早期の障がい者手帳のカード化を目指す。
--	--	--

手話言語条例・障がい者の意思疎通支援、障がい者の就労支援

＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール等）＞	＜何をどのような状態にするか（目標）＞	＜進捗状況（R2.3月末時点）＞
<p>■ 手話言語条例に基づく施策展開(言語としての手話という認識の普及やその習得機会(特に聴覚に障がいのある乳幼児の言語としての手話獲得支援など)の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話言語条例に基づく施策として聴覚に障がいのある乳幼児及びその保護者等の総合相談支援や言語としての手話獲得支援などを行うネットワークプロジェクトを展開 <p>■ 意思疎通支援の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府立福祉情報コミュニケーションセンター[*18]の施設機能として位置付けた手話言語条例に基づく施策や意思疎通支援などの施策展開に向けて環境整備 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">◇成果指標（アウトカム）</div> <p>（定性的な目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話言語条例に基づく取組みを通じた言語としての手話の認知度向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○「大阪府と公益社団法人大阪聴力障害者協会との手話言語条例に基づく施策の推進に関する協定」に基づき、日本財団の助成を得て、協働して実施する乳幼児期手話言語獲得支援事業「こめっこ」の開催（22回） ○聴覚に障がいのある子どもの保護者の手話サポート等の実施（44回） ○社会人向け手話講座の開催（59回） ※コロナウイルスの影響による中止分は、いずれも動画配信等により対応。 ○特に専門性の高い意思疎通支援者（手話・要約筆記・盲ろう者通訳介助・点訳朗読）の養成・派遣を実施（4月～）。 ○庁内関係部局からなる「手話言語条例関連施策連携

(スケジュール)

令和元年 5 月：手話言語条例関連施策庁内連携会議（仮称）の設置
 令和元年 5 月：「乳幼児期手話言語獲得ネットワーク」の運営
 令和 2 年 1 月：手話言語条例評価部会の運営
 令和 2 年 2 月：意思疎通支援部会の運営
 通年：各施策の展開 など

■就労系サービス事業所の就労支援力の強化等による一般就労への移行・定着促進

- ・アドバイザー派遣による、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所の就労アセスメント強化
- ・先進事例、好事例の普及を目的とした研修の実施により、府内就労系サービスの資質向上
- ・就労定着支援事業の活用による職場定着促進

(スケジュール)

平成 31 年 4 月～：アドバイザー派遣による事業所支援
 令和元年 6 月～：福祉施設からの一般就労を促進するため、就労系サービス職員を対象とした研修実施
 令和元年 9 月、令和 2 年 3 月：アドバイザー派遣報告会

■工賃向上計画支援事業による福祉的就労の活性化

- ・就労継続支援 B 型事業所等を対象に利用者の収入源となる工賃の向上や就労能力の向上に向けた支援事業を実施
- ・取組み実績を整理し、工賃向上計画の推進に関する専門委員会において評価及び効果検証を実施

■ハートフルオフィス推進事業〔*19〕による障がい者の非常勤雇用促進と一般就労への移行支援

◇成果指標（アウトカム）

- （数値目標）
- ・福祉施設からの一般就労者数：1,700 人（令和 2 年度）
 - ・障害者就業・生活支援センター及び就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率：80%

◇成果指標（アウトカム）

- （定性的な目標）
- ・工賃向上計画に掲げる目標達成に向けた取組みの着実な推進

◇成果指標（アウトカム）

- 会議」の設置・開催（2 回）
- 関係機関等からなる「乳幼児期手話言語獲得ネットワーク」の開催（2 回）
 - 条例に基づく取組の評価等について審議する「手話言語条例評価部会」を開催（1 月）。
 - 特に専門性の高い意思疎通支援者の養成・派遣等のあり方等について審議する「意思疎通支援部会」を開催（3 月）。
 - 福祉施設からの一般就労者数：1,838 人（平成 30 年度）
 - 就労定着支援事業による 1 年後の職場定着率：92%（平成 30 年度 ※対象 8 事業所）
 - 延べ 37 事業所（移行:15、就 A:8、就 B:14）からアドバイザー派遣の申込みがあり、36 事業所（移行:15、就 A:8、就 B:13）への派遣に着手した。
 - 就労アセスメント強化事業交流会（7 月）、報告会（9 月・2 月）を実施し、アドバイザー派遣事例の共有を行った。
 - 府内就労系障がい福祉サービス事業所を対象に就労支援員養成研修を実施し、支援力の向上を図った。（9～10 月）
 - 工賃向上計画の推進に関する専門委員会を開催（第 1 回：8 月 6 日、第 2 回：1 月 23 日、第 3 回：3 月 26 日）
工賃向上計画支援事業の進捗状況等について報告、協議を行った。
・平成 30 年度府月額平均工賃：12,009 円（対前年度 + 434 円）
 - 3 月末時点での一般就労者数：7 名

・ハートフルオフィスにおいて、企業等への就職に向けたコミュニケーション力を高めるための訓練（SST プログラム[*20]）等を実施

(スケジュール)

令和元年 9 月：ハートフルオフィス推進事業における障がいのある非常勤職員の新規雇用

■ 触法障がい者 [*21] 就労支援モデル事業

・大阪地方検察庁や大阪保護観察所等と連携の上、犯罪を行った者の中で、起訴猶予または有罪判決を受けたものの矯正施設に収容されなかった障がい者等に対し、就労移行支援事業所等の利用を促すコーディネートを実施。併せて、地域で対象者を受け入れる事業所を拡大

(スケジュール)

令和元年 6 月：事業開始（～令和 3 年 3 月まで）
令和元年 6 月：就労コーディネーター雇用

■ 難病 [*22] 患者の庁内職場実習のモデル実施

・今後各所属での難病患者受け入れを進めていくために難病患者の庁内職場実習のモデル実施を新たに行う
・今後各所属での難病患者受け入れを進めていくために、難病患者の庁内職場実習のモデル実施を新たに行う
・今年度は福祉部障がい福祉室、健康医療部保健医療室、商工労働部雇用推進室の 3 室で対応

(スケジュール)

令和元年 9 月～12 月：実習受け入れ

■ 障がい者文化芸術・スポーツの振興

・東京オリンピック・パラリンピック等に向けて、以下により障が

(数値目標)

・ハートフルオフィス推進事業による一般就労者数：10 名

◇ 成果指標 (アウトカム)

(定性的な目標)

・障がいがある、もしくは障がいの疑いのある者のうち、福祉サービス等利用を希望する者すべてを、サービスやその他必要な支援につなげていく

◇ 成果指標 (アウトカム)

(定性的な目標)

・難病患者の就業上における配慮事項の蓄積 (数値目標)
・実習受け入れ 10 名程度

◇ 成果指標 (アウトカム)

(新型コロナウイルス感染症の影響で面接等保留者数名あり)

○大阪地方検察庁、大阪保護観察所、弁護士より事業利用申込者数 16 名
○相談支援機関や市区町村等との連携を図りながら支援を継続中
○次年度に向け、効果検証方法等、有識者による会議を行った。

○10 月 29 日～11 月 1 日の 4 日間で実施。
今年度の実習対象は 1 名のみであったため、当該者に対して実習を実施。
(受入所属：健康医療部)
次年度に向け、団体や医療・福祉等関係機関へのヒアリングを実施。

<p>い者文化芸術・スポーツを振興 障がい者文化芸術における「中間支援機能」として府内福祉関連事業所等との連携やアート作品販売支援（カイシャス）等を実施 障がい者スポーツの中核拠点施設（府立障がい者交流促進センター、府立稲スポーツセンター）を中心とした障がい者スポーツ振興（施設利用はもとより、地域に出向く支援の実施など）等</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">（スケジュール）</p> <p>令和元年 5月：第19回大阪府障がい者スポーツ大会（スポーツ） 7月：アートフェアへの出展（アート販売支援） 10月：第19回全国障害者スポーツ大会「いきいき茨城ゆめ大会」（スポーツ） 12月：大阪府障がい者舞台芸術オープンカレッジ発表（舞台芸術） 2月：企画展「about me」（アート）障がい者文化芸術部会 通年：各施策の展開 など</p>	<p>（定性的な目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京オリンピック・パラリンピック等に向けた障がい者文化芸術・スポーツの気運醸成とこれを契機とした振興 ・障がい者文化芸術やスポーツに係る活動が社会参加につながる仕組みの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○国の障がい者文化芸術の拠点であるビッグ・アイに委託して、2025年大阪・関西万博の参画を見据えた作品づくり、ワークショップ、人材育成の場として大阪府障がい者舞台芸術オープンカレッジを実施（ワークショップ計17回、スペシャルワークショップ計17回、12月1日ビッグ・アイにて舞台発表）。 ○ART OSAKA2019に出展。新たなコレクターやギャラリストとのネットワークを構築。 ○企画展については、府内事業所等との連携により作品やアーティストを選定し、企画展「about me 3」を開催。 ○府立障がい者交流促進センター及び府立稲スポーツセンターにおいて、府立支援学校のほか、障がい者スポーツに関わる様々な団体等との連携やこれらへの支援を実施。 ○「支援学校等ダンスパフォーマンス大会・大阪」を実施（府内8つの支援学校と1つの団体が参加）。
--	--	--

障がい者施策の谷間にあった分野への支援、地域移行・地域生活の支援

＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール等）＞	＜何をどのような状態にするか（目標）＞	＜進捗状況（R2.3月末時点）＞
<p>■ 視覚、聴覚障がい者や盲ろう者【*23】等の社会参加促進、情報・コミュニケーション支援のための拠点整備を推進</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">（スケジュール）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度中に指定管理者選定 ・令和2年4月(予定)：竣工 通年：所要の調整 など <p>■ 医療的ケア児等に対する総合的支援等</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">◇成果指標（アウトカム）</p> <p>（定性的な目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府立福祉情報コミュニケーションセンターの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○「府立福祉情報コミュニケーションセンター指定管理者選定委員会」の審議を経て「指定管理候補者」を選定（10月） ⇒9月定例会（後半）で議決

- ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修等の実施。
- ・医療依存度の高い重症心身障がい児者等の支援を行う各関連分野の支援機関との協議の場の円滑な運営と充実
- ・重症心身障がい児支援を受け入れる事業所に対して、支援における、福祉面、医療面での技術向上を図るため、研修や事例検討、実習、助言、専門相談等の支援を実施
- ・重症心身障がい児者等の医療機関での短期入所の促進
- ・重度障がい者在宅介護支援給付金の支給

(スケジュール)

- ・令和元年9月～10月：医療的ケア児等コーディネーター養成研修

■ 高次脳機能障がい[*25]に係る地域の支援力向上に向けた取り組みや強度行動障がい児者に対する支援力の強化

- ・高次脳機能障がい者を支援する地域の支援力向上を図るため、希望する府内事業所に対してコンサルテーションを実施。
- ・障がい福祉サービス事業所の支援実態を把握するために実施したアンケート結果を集計し、事業所での支援等を紹介する事例集の骨子を作成。
- ・府・市町村・民間事業所各々の適切な役割分担等についての検討・整理を進める。
- ・新たに「難治群支援方法検討会」を設け、スタンダードな支援の実施により状態の改善が見込めない層への有効なアプローチ手法の開発・検証等を実施。
- ・モデル市町村における強度行動障がい[*26]支援の協

◇成果指標(アウトカム)

- (定性的な目標)
- ・市町村に設置される医療的ケア児等に関する協議の場における医療的ケア児等コーディネータの配置促進(数値目標)
- ・医療機関での短期入所[*24]の整備：府内全圏域(8圏域)

◇成果指標(アウトカム)

- (定性的な目標)
- ・高次脳機能障がい者支援に関する事例集の作成(令和2年度)
- ・「強度行動障がい支援あり方検討報告書」の作成
- (数値目標)
- ・強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修、実践研修)における養成者数：1,210人

- 医療的ケア児等コーディネーター養成研修において、33名のコーディネーターを養成。また、医療的ケア児等支援者養成研修において、128名の支援者を養成した。
- 医療的ケア児等支援者養成研修(フォローアップ研修)を実施した。(112名参加)
- 医療依存度の高い重症心身障がい児者等支援部会を開催(第1回：12月、第2回：2月)
- 重症心身障がい児を受け入れる事業所の医療従事者等を対象とした医療的支援についての研修および専門相談会、事例検討会を実施(10月、1月)。また医療従事者および全職種を対象に、福祉的な支援についての研修や専門相談会を実施(2月)。
- 府内6圏域12病院で医療型短期入所を実施(政令市への間接補助を含む)。
上半期受入実績 ※()内はうち政令市の実績
延べ4,323日(2,755日) 686人(400人)
- 府内事業所に対するコンサルテーションについて、新規申込が5件あり、随時対応。
- 「高次脳機能障がいのある方への支援事例集骨子」を作成して高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会で報告し、意見聴取(7月)。事業所に対し、事例の聞き取りを実施。
- 「強度行動障がい支援あり方検討報告書」について、有識者評価委員会を実施し、意見を踏まえたうえで、作成した。今後、報告書をもとに支援事業を整備。
- 強度行動障がい支援者養成研修における養成者数：1,211人(基礎研修：745人、実践研修：466人)

議の場の設置

- ・強度行動障がい支援者養成研修の実施
- ・地域連携による強度行動障がい支援体制の検討・整備

(スケジュール)

- 令和元年7月：高次脳相談支援体制連携調整部会の開催
- 令和元年5月～3月：「難治群支援方法検討会」の開催（5回予定、次年度以降も継続実施）
- 令和元年7月：「強度行動障がい支援あり方評価委員会」の開催
- 令和元年9月～12月：強度行動障がい支援者養成研修

■新・発達障がい児者支援プランに基づく支援体制の整備

- ・市町村の実情に応じた発達障がい児者支援体制の整備を支援するため、7カ所の地域自立支援協議会に対し、発達障がい児者地域支援マネージャーを派遣
- ・新プランの計画期間終了年度（令和2年度）を見据え、今後の府における発達障がい児者支援体制のあり方等を検討。
- ・市町村における発達障がいのある方等の支援の円滑化を図るため好事例の発信を行う。

◇成果指標（アウトカム）

- （定性的な目標）
- ・市町村における発達障がい児者支援体制の充実
- ・発達障がいの診断に係る医療提供体制の整備
- ・引継ぎに関する好事例の情報発信を行うことで、府内市町村で事実上の引継ぎ情報を共通化（数値目標）
- ・2次医療圏域で、医療機関の研修や診療支援の機能を備える医療機関を新たに確保：2カ所（令和元年度中に合計4カ所体制）

- 発達障がい者地域支援マネージャーを7カ所の地域自立支援協議会に対し派遣した。
- 発達障がいの診断に係る医療提供体制の整備について、2次医療圏域で、医療機関の研修や診療支援の機能を備える拠点医療機関2カ所を新たに確保できた。（今年度中に合計4カ所）
- 障がい者自立支援協議会発達障がい児者支援体制整備検討部会から新プラン後の発達障がい児者支援を提言。
- 市町村における発達障がいのある方等の支援の円滑化を図るため、「発達障がいのある方等の支援の引継ぎのためのサポートファイル作成・改訂のポイント」を作成し、8月に市町村に配布するとともに担当職員向け説明会を実施した。

■ 府立障がい児入所施設建替への推進

・府立障がい児入所施設【入所定員 65 人（一時保護 5 人を含む）】の建替えに向けた基本設計の策定

■ 施設入所者の地域移行推進に向けた市町村支援

（スケジュール）

令和元年 5 月：地域移行状況等調査（平成 30 年度分）の実施

令和元年 11 月：地域移行状況等調査（令和元年度上半期分）の実施

■ 精神科病院からの退院促進に向けたネットワーク構築支援

（スケジュール）

通 年：長期入院精神障がい者退院促進事業の実施

令和元年 8 月：精神科在院患者調査(6 月 30 日時点)の実施

上半期：次年度以降の長期入院患者の地域移行の在り方検討

◇ 成果指標（アウトカム）

（定性的な目標）

・府立施設として持つべき機能（民間での受入れが困難なケースを中心に受入れ、民間障がい児施設に対する支援等）の確保

◇ 成果指標（アウトカム）

（数値目標）

・入所施設からの地域移行（令和 2 年度）：平成 28 年度末時点の入所者数の 10.9%以上

・入所者数の減少（令和 2 年度）：平成 28 年度末時点の入所者数の 2.4%以上

◇ 成果指標（アウトカム）

（数値目標）

・すべての市町村に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置（令和 2 年度）

・すべての保健所圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置（令和 2 年度）

・入院中の精神障がい者の地域移行
1 年以上長期入院患者数（令和 2 年度）：平成 28 年度から 1,000 人減（9,823 人→8,823 人）

○基本設計を策定。

新施設では、小規模でより家庭に近い環境の中できめ細やかな支援ができるよう庁内ワーキンググループにより設計検討を行うとともに、小規模グループケア加算等の関係加算に係る施設基準を満たすよう、関係課と連携して基本設計に反映させた。

○障がい者の地域移行の推進・地域生活の支援に向け、制度運営上の課題等に関する国への提言を行った（9 月）。

○府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会基盤整備促進ワーキンググループでの議論のもと、ワーキンググループから府への提言として、地域移行を進めるにあたって考えられる方策がとりまとめられた（10 月）

○入所施設からの地域移行
・地域移行者数（9 月末現在）：
295 人（平成 28 年度時点の入所者数の 6.0%）

○保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況（9 月末現在）

・市町村ごとの協議の場：20 市町村
・保健所圏域ごとの協議の場：13 圏域

○入院中の精神障がい者の地域移行
・地域移行の可能性のある入院患者を把握し、市町村へつなぐ役割を担う地域精神医療体制整備広域コーディネーターを配置し、長期入院精神障がい者退院促進事業を実施（通年）

・府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会精神障がい者地域移行推進ワーキンググループで次年

<p>■ 地域生活支援拠点等の整備に向けた市町村支援</p> <p>(スケジュール)</p> <p>夏ごろ：地域生活支援拠点等の整備促進に向けた府の考え方を策定</p>	<p>◇ 成果指標 (アウトカム)</p> <p>(数値目標)</p> <p>・市町村単位もしくは圏域単位ごとに少なくとも一つの地域生活支援拠点等を整備 (令和2年度)</p>	<p>度以降の長期入院患者の地域移行の在り方について議論した (7月)。</p> <ul style="list-style-type: none">・ワーキンググループでの議論を踏まえ、令和2年度から「長期入院精神障がい者退院支援強化事業」を実施する。・1年以上長期入院患者数 (平成30年6月末現在) : 9,198人 (平成28年度比 : 625人減) <p>○府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会基盤整備促進ワーキンググループでの議論のもと、「地域生活支援拠点等の整備促進に向けて」としてとりまとめ、整備に向けた府の考え方を市町村に提示 (7月)。</p> <p>○地域生活支援拠点等の整備</p> <ul style="list-style-type: none">・整備済み : 16市町村
---	---	--